

## 農地改良届出書

番号	必要書類名	必要部数	取得先等	備考	チェック欄	
1	農地改良届出書	1部	農業委員会			
2	法人の履歴事項全部証明書	1部	法務局	申請人が法人の場合		
3	法人の定款	1部	申請人	申請人が法人の場合（コピーに法人の原本証明が必要）		
4	位置図	1部	申請人	住宅地図等の写し		
5	字図	1部	法務局			
6	土地利用計画図	1部	申請人			
7	造成計画縦横断面図	1部	申請人			
8	誓約書	1部	農業委員会			
9	水利関係承諾書	1部	農業委員会			
10	農地転用許可申請に関する調書	1部	農業委員会			
11	道路・水路等占用等許可書等	1部	道路・水路等 管理者	道路・水路等の占用、用途廃止、払下げ等が必要な場合 （占用等許可書または、受付印のある申請書の写し等）		
12	その他書類	1部		上記以外にも、転用の内容によっては必要な書類があります。		
※	埋蔵文化財予備調査申請書 （朝倉市教育委員会 文化課）	農地転用または、盛土をとまなう農地改良事業については、埋蔵文化財等の調査が必要となりますので、必ず申請を行ってください。お問い合わせ先 文化課 文化財係 0946-22-0001（ピーポート甘木 内）				

※書類作成の詳細については、農業委員会事務局へお問い合わせください。

※申請の際には担当地区の農業委員に必ず連絡（説明）をしてください。

担当委員については、農業委員会事務局へお問い合わせください。

お問い合わせ先：朝倉市農業委員会事務局

電話番号

（代表）0946-22-1111  
（直通）0946-52-1896

住所 〒838-8601 朝倉市甘木232番地1